

○国土交通省告示第七十六号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 設置者の氏名及び住所 成田国際空港株式会社 千葉県成田市古込字古込一番地一
- 二 空港の名称及び位置 成田国際空港 千葉県成田市
- 三 変更した事項（変更前の事項については、令和二年国土交通省告示第四十五号を参照。）

イ 誘導路

延長 二万八千九百六十三メートル

ロ エプロン

面積 二百五十二万七千七百七十平方メートル

- 四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和二年三月二十六日

○国土交通省告示第七十七号

新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 空港の名称及び位置 新千歳空港 北海道千歳市
- 三 変更した事項（変更前の事項については、令和元年国土交通省告示第二百八十七号を参照。）

誘導路

延長 一万六千四百三十八メートル

- 四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和二年三月二十六日

○国土交通省告示第七十八号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 空港の名称及び位置 福岡空港 福岡県福岡市
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第三百二十五号及び平成三十一年国土交通省告示第六百八号を参照。）
- イ 標点の位置 標点を標点Aとし、標点Bを新設した。
- ロ 標点Bの位置 北緯三十三度四十分三十九秒 東経百三十度二十三分二十七秒（標高六・二メートル）
- ハ 空港の総面積 三百五十四万六千九百二十七平方メートル
- 八 着陸帯 着陸帯C及び着陸帯Dを新設した。

(1) 着陸帯C

(i) 長さ 三十五メートル

(ii) 幅 三十メートル

(2) 着陸帯D

(i) 長さ 三十五メートル

(ii) 幅 三十メートル

- 二 滑走路 滑走路C及び滑走路Dを新設した。

(1) 滑走路C

(i) 長さ 三十五メートル

(ii) 幅 三十メートル

(iii) 方位 北百四十五度四十四分五十六秒東（真方位）

(iv) 強度 全備重量の十四・六トンに耐える強度

(v) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

(2) 滑走路 D

(i) 長さ 三十五メートル

(ii) 幅 三十メートル

(iii) 方位 北三十三度三十五分三十八分四十六秒東(真方位)

(iv) 強度 全備重量の十四・六トンに耐える強度

(v) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

ホ 誘導路 誘導路を誘導路 A とし、誘導路 B を新設した。

誘導路 B

(1) 延長 百七十一メートル

(2) 幅 九・一メートル

(3) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

ヘ エプロン エプロンをエプロン A とし、エプロン B を新設した。

(1) エプロン A 面積 七十万五千三百三十三平方メートル

(2) エプロン B 面積 二万九千九百九十九平方メートル

(i) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装及びセメントコンクリート舗装

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和二年三月二十六日

○国土交通省告示第七十九号

那覇空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 那覇空港 沖縄県那覇市

三 変更した事項(変更前の事項については、昭和六十一年運輸省告示第六十一号、平成十二年運輸省告示第三十九号、平成十三年国土交通省告示第四百十五号、平成十四年国土交通省告示第二百七十八号及び平成三十年国土交通省告示第千四百号を参照。)

イ 標点の位置 北緯二十六度十一分三十六秒 東経百二十七度三十八分二十三秒(標高三・三メートル)

ロ 空港の総面積 四百九十九万四千九百八十八平方メートル

ハ 着陸帯 着陸帯を着陸帯 A とし、着陸帯 B を新設した。

着陸帯 B

(1) 等級 A 級

(2) 長さ 二千八百二十メートル

(3) 幅 三百メートル

二 滑走路 滑走路を滑走路 A とし、滑走路 B を新設した。

滑走路 B

(1) 長さ 二千七百メートル

(2) 幅 六十メートル

(3) 方位 北二度四十一分五十六秒西(真方位)

(4) 強度 単車輪荷重四十三トン

(5) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

ホ 誘導路

(1) 延長 一万三千三百四十メートル

(2) 幅 二十三メートル、二十六・五メートル、二十八・五メートル、三十メートル、三十四メートル及び四十四・九メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和二年三月二十六日

○国土交通省告示第八十号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉